



平成 30 年 3 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ソルガム・ジャパン・ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 赤尾 伸悟  
(JASDAQ・コード 6636)  
問合せ先 取締役管理部長 中原 麗  
電 話 0 3 - 6 4 5 0 - 3 6 1 6

### 訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ

当社が、平成 26 年 12 月 17 日付「訴訟提起に関するお知らせ」にて公表いたしました、ファクタ出版株式会社（以下、「ファクタ」といいます。）に対し提起いたしました損害賠償請求等請求訴訟の第一審判決（以下「本判決」といいます。）が、平成 30 年 3 月 14 日、東京地方裁判所より言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 判決のあった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成 30 年 3 月 14 日

#### 2. 訴訟の概要

(1) 原 告：株式会社ソルガム・ジャパン・ホールディングス

(旧商号：株式会社 SOL Holdings)

(2) 被 告：ファクタ出版株式会社

(3) 訴訟の要旨：ファクタが発行した平成 24 年 7 月 20 日付、平成 26 年 11 月 20 日付及び同年 12 月 19 日付 FACTA の各当社関連記事（以下、併せて「本件 FACTA 記事」と総称します。）に関する、名誉毀損による不法行為に基づく損害賠償請求等

(4) 請 求 額：10,500,000 円（注 1）

#### 3. 訴訟に至った経緯

ファクタが発行した本件 FACTA 記事には、当社及び当社元代表取締役宮嶋淳氏等の当社関係者が反社会的勢力との関係を有するかのよう記載されていたところ、名誉

毀損による不法行為に基づく損害賠償等を請求したものであります。

4. 判決の内容

東京地方裁判所は、本件 FACTA 記事のいずれについても名誉毀損の成立を認め、ファクタに対して、当社に1,320,000円及び遅延損害金を支払うよう命じました。

5. 今後の見通し

本判決による当社業績への影響はないものと認識しております。

(注1) 訴額につきましては、提起時は7,000,000円でしたが、その後、平成28年5月12日付け訴えの変更申立書により、請求額が増加しております。

以 上